

声なき声を 聞く窓口。

それがあなたの組織を 救うかもしれない。



内部通報制度の導入や外部窓口の 設置をお手伝いします!

内部通報とは、従業員などの組織内部の者が、組織内で不正な行為が行われていることを通報することです。そして、そのような内部通報を受け付けるための窓口を社内に設置するなどして、内部通報をうまく活用するための制度が**内部通報制度**です。

●内部通報制度の整備はお済みですか？

組織内の違法行為が発覚する最大の端緒は内部通報であると言われています。昨今の企業・自治体の不祥事からも明らかなように、企業・自治体としても、内部通報を有効に活用し、早期に対処できなければ、極めて大きなダメージを負うリスクがあるのです。

●体制整備が義務付けられています

企業や自治体には、内部通報に対応する体制を整備する義務が課され、法律事務所等の事業者外部の通報受付窓口を設置することが求められています。しかも、外部窓口に関係のある者を置くことは避け、公平・中立な立場の者に業務を委託することが求められます。

●弁護士会がお手伝いします！

大阪弁護士会では、公益通報者保護法・内部通報制度について出張セミナーやレクチャーをしたり、外部窓口を担当したりすることができる、関連法令に詳しい弁護士を紹介するなどして、企業・自治体がよりよい内部通報制度を導入するお手伝いをさせていただいています。

Q u e s t i o n s & A n s w e r s

外部窓口を設置する意義はどこにあるのでしょうか？

- 👉 徹底した秘密保持により安心して通報できる
- 👉 通報窓口担当職員の負担を軽減できる
- 👉 信頼向上が期待できる

弁護士が外部窓口を担うメリットは何でしょうか？

- 👉 守秘義務がある
- 👉 法的観点から事実関係を整理できる
- 👉 通報に対応する能力が高い

弁護士の紹介を依頼するにはどのようにしたらよいですか？

- 👉 大阪弁護士会の下記担当部署までお気軽にお問い合わせ下さい



06-6364-1227

大阪弁護士会 委員会部 人権課
(公益通報者支援委員会担当事務局)